# 第3章 関連計画等

### 1. 第5次碧南市総合計画

第5次碧南市総合計画は、「ひとのわで楽しさつくるみなとまちへきなん」をキャッチフレーズに、平成32年度を目標年次として、平成21年度に策定されました。

生活排水対策関連のものとしては、以下の方針が掲げられています。

#### (1)環境保全と公害防止

①公害発生の未然防止

県と連携した指導、市の監視活動の強化、市民からの苦情・通報や情報提供を受け入れる 体制の整備と迅速な対応により、公害の未然防止に努めます。

②環境情報の適切な提供

環境調査等を適切に実施し、指導につなげるとともに、それら調査結果の公表を行います。

③生活排水対策の推進

油ヶ淵水質浄化促進協議会などと連携した水質改善事業を推進します。

#### (2) 水質向上に向けた下水道事業の推進

①公共下水道汚水施設整備の推進 汚水整備を重点的に推進します。

②公共下水道汚水施設の適切な維持管理

汚水管渠及び汚水ポンプ施設の適切な維持管理に努めるとともにコストの削減を図ります。

③公共下水道への接続促進

公共下水道事業を市民に積極的に PR し、水洗化率の向上に努めます。

#### (3) 環境衛生管理の推進

①浄化槽設置の推進

合併浄化槽設置者に対する補助制度の維持・拡充に努めます。

②し尿処理の適正化

し尿処理施設の処理水について、現在の自家処理方式から下水道終末処理施設処理方式への転換を図ります。

#### (4) 緑豊かなまちづくり

①緑の拠点と身近な公園・緑地の推進

油ヶ淵水辺公園など身近な公園・緑地の整備を推進します。

②水と緑のネットワーク化

水と緑のネットワークの形成を図り、緑の回廊づくりを推進します。

#### (5) 河川・下水道雨水整備と治水の推進

①環境に配慮した河川づくりの推進

自然と触れ合える親水環境の整備に努め、油ヶ淵も含め水質向上に向けた取組を推進します。

### 2. 第2次碧南市環境基本計画

碧南市環境基本計画は、以下に示す6項目の理念を実践するとともに方向性を明確にするために、平成35年度を目標年度として、平成26年度に策定されました。

#### (1)環境基本計画の理念

- ①水と大地の碧(みどり)を育み、自然との共生を図ります。
- ②歴史や地域文化を大切にし、より豊かな生活を目指します。
- ③将来の世代と共有できる良好な環境を創ります。
- ④限りある資源とエネルギーの循環的な有効利用を図ります。
- ⑤地球環境を見据えて、広域的な協働活動を推進します。
- ⑥市民・事業者・行政が良好なパートナーシップのもとに実行します。

#### (2) 各プロジェクト

生活排水関連のものとしては、以下の分野別環境施策・先導的環境施策が定められています。

- ①分野別環境施策 (環境プロジェクト全般)
  - ◇水辺環境の保全と創造
    - ・生物多様性に配慮した水辺等の再生・修復・保全
    - ・油ヶ淵の環境の保全
    - ・親水空間の整備
  - ◇水環境・地盤環境の保全
    - 生活排水対策の推進
    - ・事業所等からの排水対策
    - 広域的連携
  - ◇水循環の確保
    - 水の合理的、循環的利用
    - 雨水の有効利用
- ②先導的環境施策 (リーディングプロジェクト)
  - ◇よみがえれ油ヶ淵プロジェクト
    - ・県営油ヶ淵水辺公園整備計画に合わせ、親水性を確保する。
    - 生活排水等の流入阻止などの事業を推進する。
    - ・市内生き物マップづくりを行う。
    - ・廃食油回収を積極的に行う。
    - ・浮遊ごみ、漂着ごみ及びポイ捨てごみの低減及び除去活動を行う。
    - ・市民が参加できるイベントの開催を検討する など

## 3. 碧南市都市計画マスタープラン

碧南市都市計画マスタープランは、「水と緑に恵まれた活力ある港湾都市・碧南」を将来像に掲げ、平成32年度を目標年次として、平成21年度に策定されました。

生活排水関連のものとしては、以下の方針が定められています。

### (1) 河川整備の方針

- ・高浜川及び蜆川流域等の高潮対策事業を促進するため、排水機場及び貯留施設などの総合 的な治水対策を図ります。
- ・油ヶ淵の環境改善に向けて、上流流域の下水道整備について関係機関への働きかけを推進します。
- ・河川等の改修にあたっては、生態系への配慮を重視した多自然型工法による整備を進める とともに、油ヶ淵周辺においては、レクリエーション機能を付加した水辺の整備を促進し ます。
- ・市民の水辺環境に対する関心を高め、潤いのある水辺空間の創出のため、河川の環境整備 を推進するとともに、河川敷や堤防敷の美化に努めます。

#### (2) 下水道整備の方針

・快適で健康な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全・改善を図るため汚水排水施設の 整備を推進します。

### 4. 愛知地域公害防止計画

愛知地域においては、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、自動車等の輸送機械や 鉄鋼、電気機械を中心とした大規模工場等の立地、拡張が進み、産業活動が活発化した一方で、 大気汚染や水質汚濁等の公害が広域化、深刻化してきました。こうした状況の中で、名古屋等 地域においては昭和47年度から平成2年度までの19年間、衣浦・西三河地域においては昭和 49年度から平成2年度までの17年間、東三河地域においては昭和51年度から平成2年度まで の15年間にわたり各地域ごとに公害防止計画が策定されてきました。

また、平成3年度にはこれら3地域を一本化して愛知地域公害防止計画が策定され、その後5年ごとに計画が策定されてきました。

#### (1) 計画策定の主旨

愛知地域に係る公害防止計画は、旧計画の効果を評価、検討した上で策定するものとし、施 策間の優先度、緩急度を勘案しつつ、国の施策と有機的な連携を保ちながら、持続可能な社会 を目指し、各種の公害の防止に関する施策を総合的、計画的に実施すること等により、環境へ の負担をできる限り低減させ、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もっ て地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定するものである。

#### (2) 公害防止計画を策定する地域

本市を含む名古屋市、豊橋市、岡崎市、安城市、小牧市、東海市の区域とする。

#### (3)計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

### (4) 計画の目標

水質については、水質汚濁に係る環境基準の達成を目標としている。

#### (5) 計画の主要課題

- 都市内河川の水質汚濁対策
- ・油ヶ淵の水質汚濁対策
- ・伊勢湾(三河湾を含む)の水質汚濁対策

#### (6) 環境保全計画との連携

本計画は他の環境保全に関する諸法定計画等との整合が図られるよう配慮するものとする。 特に、当地域を含む地域を対象とする「化学的酸素要求量、全窒素及び全リンに関する総量 削減計画」、「生活排水対策に関する基本方針」「流域別下水道整備総合計画」などについて、 その的確かつ円滑な実施が図られるよう配慮する。

# 5. 油ヶ淵地域河川環境管理基本計画

宅地化の進展及び産業の発展に伴い水質の汚濁が進む油ヶ淵地域において、河川環境に関する住民の関心が高まっているという地域の社会的背景に鑑み、愛知県が策定したものです。その策定の目的として、「油ヶ淵地域の特性を活かした河川環境の適正な保全と創出を図り、治水・利水・環境機能とが調和した安全で潤いある河川を後世へ継承するため」としています。

#### (1) 基本理念

陽光かがやく油ヶ淵 ~碧海の風土・文化と四季を感ずる水風景を求めて~

- ① 油ヶ淵を地域のシンボルとして
- ② 碧海の風土・文化にふれあう場として
- ③ 住民に潤いと安らぎを与える生活・生産の場として

#### (2)計画を定めるブロック

高浜川水系及び蜆川水系の計画を定める区域の河川空間を地域及び河川の特徴に応じてブロック区分し、ブロック毎に管理方針を定めている。

### (3) ブロック別管理方針

- ① 油ヶ淵ブロック ~テーマ:美しい水風景とふれあい空間づくり~
  - ・水生生物や水鳥・魚などの生態環境の保全・創出
  - ・開放感があるのどかな水風景の保全
- ② 田園ブロック ~テーマ:生活と文化と自然が調和した水辺空間づくり~
  - ・遊水池などを活用したビオトープとしての機能の復元
  - ・緩勾配護岸や遊水池等を利用した、地域住民が気軽に水とふれあえる水辺空間の 創出
- ③ 都市ブロック ~テーマ:都市の中の水と緑のオアシスづくり~
  - ●共通方針
    - ・良好な河川景観の創出
    - ・身近な動植物の生態環境の保全、創出
  - ◆安城地区

堤防法面の緑化及び管理用道路のコミュニティー道路化を図り、身近で快適な 生活空間として活用

◆碧南・高浜地区

三州瓦を生かした河川景観の演出を図るとともに沿川の公園、神社等を結ぶ緑道の整備を図り、都市の中の水辺を活かした公園的な空間として活用

◆蜆川地区

権現崎灯台や伏見屋樋門周辺の環境整備並びに海を意識した河川景観の演出 を図り干拓の歴史を感ずる散策路等として活用

# 6. 油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)

(平成 23 年 5 月;油ヶ淵水質浄化促進協議会)

油ヶ淵は県内唯一の天然汽水湖ですが、汚濁負荷の流入等により、環境基準を大幅に越える水質汚濁が続いています。この対策として、県と流域4市(碧南市、安城市、西尾市、高浜市)で構成する油ヶ淵水質浄化促進協議会は、平成6年以降、油ヶ淵水環境改善緊急行動計画「清流ルネッサンス21」(目標年度;平成12年、目標水質COD(75%値)8mg/0以下)に取り組んできましたが、平成12年度では改善目標値(8mg/0)を上回ったままでした。

このため、協議会は、「清流ルネッサンス 21」に残された課題を総括し、平成 16 年 11 月に新たに「油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス II)」を策定しました。また平成 23 年度に以下に示すとおり、改定を行い、「油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス II)」は、平成 32 年度を目標にして、県及び地元市と河川管理者・下水道管理者及び関係機関が一体となって総合的な対策を進めております。

#### (1)目標年度

平成 32 年度

#### (2)目標水質等

油ヶ淵の環境基準値は、COD (75%値) で 5mg/0であるが、暫定的な目標水質として目標年次までにCOD (75%値) 6mg/0以下に改善することを目標としている。

また、年間を通してDO3mg/0 以上、透視度 30cm 以上・透明度 1m 以上を改善目標としている。

#### (3) 目標水質を達成するための施策の内容

その他施策

削減負荷量(トン/年) 施策 対策内容 COD 全窒素 全リン 河川事業 浚渫・覆砂 上池において溶出抑制、DO改善、生物生息 3. 2 1.5 0.3 環境の再生 植生浄化 多自然化(植生)による浄化 5. 2 5.0 0.5 浚渫 高浜川において溶出抑制、DO改善生物生息 0.07 0.0 0.08 環境の再生 下水道事業 生活排水対策 流域下水道及び流域関連公共下水道の整備、 下水道への接続を推進、農業集落排水への接 続、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽 100 26 4 から合併処理浄化槽への転換及び高度処理

雨水貯留槽の設置、不用浄化槽の雨水貯留槽

への転換、貯留浸透施設の整備の推進

0.00

0.17

0.05

表 3-1 各対策による削減負荷量のとりまとめ

市街地対策

型浄化槽の設置

<sup>※</sup>削減負荷量を定量的に算定できるものを対象としています。

# 7. 碧南市汚水適正処理構想(平成28年7月:碧南市)

平成8年度に、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった汚水処理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の汚水処理施設整備の方針となる「碧南市汚水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成 15 年度、平成 23 年度に見直しを行い、新たに平成 28 年度に見直しを行いました。

なお本市においては、毎年整備を進め下水道の使える区域の拡大を図っております。

#### (1)整備目標

今後も継続して「流域関連公共下水道」及び「合併処理浄化槽」による整備を進めます。この構想の中では、将来における各処理施設別の整備人口の構成比等を表 3-2 のとおり定めています。

No I Alver of TERM Report 12 IN INC.											
区分		現況基準年度		中間目標年度		最終像					
		平成 25 年度末		平成 37 年度末							
Ľ	. /J	整備面積	整備人口	整備面積	整備人口	整備面積	整備人口				
		(ha)	(人)	(ha)	(人)	(ha)	(人)				
集合処理区域	流域関連公共下水道事業	1, 047. 0	48, 860	1, 519. 1	68, 560	1, 608. 5	68, 347				
	浄化槽 (個人設置)		7161	ĺ	210	1	-				
	小 計	1, 047. 0	56, 021	1, 519. 1	68, 770	1, 608. 5	68, 347				
伊则加州区村	浄化槽 (個人設置)	_	20	ı	30	1, 977. 5	553				
個別処理区域	小 計	_	20	_	30	1, 977. 5	553				
未整備	集合処理区域内	(561.5)	(15, 352)	(89. 4)	(877)	1	_				
	個別処理区域内	_	(483)	ı	(523)	1	1				
	小計	_	(15, 835)	_	(1, 400)	_	_				
行政区域		_	71, 876		70, 200	3, 586. 0	68, 900				
汚水処理人口普及率		78.0%		98.0%		100.0%					

表 3-2 下水道等整備状況の推移目標

※ここでいう整備人口は供用開始人口

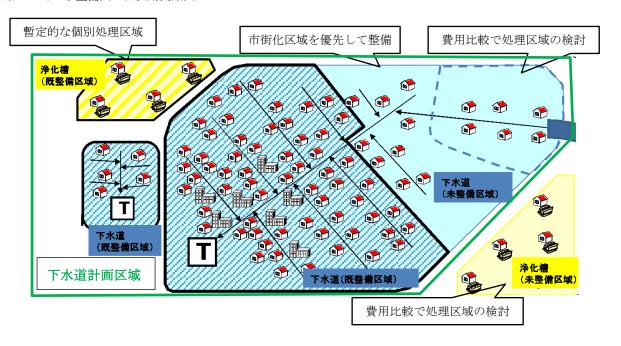


図 3-1 下水道区域見直しイメージ図

# 8. 全県域汚水適正処理構想(平成28年7月:愛知県)

平成8年度に、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった汚水処理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の汚水処理施設整備の方針となる「全県域汚水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成 15 年度、平成 23 年度に見直しを行い、新たに平成 28 年度に見直しを行いました。

#### (1)整備目標

この構想の中では、市町村の計画を基に県内全域について将来における各処理施設別の整備 人口の構成比及び市町村数を表 3-3 に示すとおり定めています。

文。。 1 以后 4 正端 (V)000 1 正写 口 以											
	整備構想										
区分	平成 26 年度末		平成 37 年度末		最終像						
	人口普及	供用市	人口普及	供用市	人口普及	供用市					
	率 (%)	町村数	率(%)	町村数	率(%)	町村数					
下水道	75. 6	49	84. 6	_	92. 6	51					
農業・漁業集落排水	2. 2	28	2. 0	-	2. 0	25					
コミュニティ・プラント	0. 1	9	0. 1	_	0. 1	8					
合併処理浄化槽等	10. 5	54	8. 2		5. 2	52					
合計	88. 4	54	95. 0	_	100. 0	_					
汚水未処理	11.6	_	5. 0	_	0.0	_					

表 3-3 下水道等整備状況の推移目標

#### (2) 汚水処理施設の早期概成及び効率的な運営管理を実現するための取り組み

アクションプランに基づく汚水処理施設の早期概成並びに長期を見据えた効率的な改築更新及び運営管理を実現するため、市町村においては以下の取り組みを推進します。

#### 【推進する取り組み】

- ○下水道整備において、小型マンホールの採用等の低コスト技術を採用し、整備の進捗 を図る。
- ○未整備地域の処理区域界を適官見直し、汚水処理施設の早期整備を推進する。
- ○合併処理浄化槽の普及啓発活動の実施や補助枠の新設・拡充を検討・実施し、合併処理浄化槽設置の推進を図る。
- ○老朽化が進行している汚水処理施設の統廃合を検討・実施し、維持管理費及び改築更 新費の低減を図る。

# 9. 県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年:愛知県)

県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成 15 年 10 月に施行され、同条例第 83 条第 2 項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」が策定されました。

以下に、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の生活排水対策に関わる部分を抜粋した ものと、「生活排水対策に関する基本方針」の概要を示します。

#### <県民の生活環境の保全等に関する条例(第三章 第三節 生活排水対策 抜粋)>

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置 第三節 生活排水対策

(生活排水対策に関する施策の実施等)

- 第八十三条 県は、生活排水対策(生活排水(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号) 第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の排出による公共用水域の水質の汚濁 の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。)に係る広域にわたる施策を総合的かつ計 画的に実施するものとする。
- 2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。
- 3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
  - 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
  - 三 その他生活排水対策に関し必要な事項
- 4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。 (生活排水を排出する者の責務等)
- 第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を 図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自 主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければな らない。
- 2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用 水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めると ともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (生活排水の適正な処理)

第八十五条 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道(同号イに該当するものに限る。)が 整備されている区域及び同法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項 第五号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽 (浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。) を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設(農業集落排水施設その他の生活排水を集合 処理する施設をいう。)に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければ ならない。

#### (市町村に対する支援)

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するため に必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

# ≪「生活排水対策に関する基本方針」の概要 ≫

- 1 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項 生活排水対策についての啓発を行うに当たっては、県民及び事業者が各々の役 割を果たすため、多様な啓発事業により意識の高揚及び効果的な実践活動を促進 する。
  - (1) 県民運動の推進
  - (2) 県民に対する啓発
  - (3) 事業者に対する啓発
  - (4) 生活排水対策関係法令の周知
- 2 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項 生活排水対策は、上流・中流・下流域の市町村が連携して施策を行うことが重 要である。このため、県は市町村が実施する生活排水対策のための施策の総合調 整を行う。

また、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するために、生活 排水対策の実施を推進することが特に必要である地域について、水質汚濁防止法 に基づき「生活排水対策重点地域」の指定を行う。

- (1) 生活排水処理施設の整備の促進
- (2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援
- (3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援
- (4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援
- 3 その他生活排水対策に関し必要な事項
  - (1) 生活排水対策関係団体との連携
  - (2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供
  - (3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発